

令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の  
国民健康保険料等の減免の実施について

厚生労働省通知に基づいて令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険料等の減免について、令和4年度も以下のとおり実施する。

【実施概要】

1 国民健康保険料の減免について

(1) 申請受付期間及び方法

令和4年7月5日から令和5年3月31日まで。原則、郵送申請とする。

(2) 減免の対象となる世帯

次のア又はイのいずれかに該当する世帯

ア 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯

①世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの収入の減少額が前年の当該事業収入等の額の $\frac{3}{10}$ 以上であること

②世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

③減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

(3) 減免の対象となる保険料及び減免額の割合

ア 減免の対象となる保険料

①納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の保険料

②令和3年度相当分の保険料であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以降に普通徴収の納期限が到来する保険料

イ 減免額の割合

前年の合計所得金額により、 $\frac{2}{10}$  ～  $\frac{10}{10}$

(4) 減免に係る財政支援

特別調整交付金(国庫補助)により、財政支援が実施される予定である。

《参考》

令和3年度 実績件数及び減免額

(1) 令和3年度分保険料（第1期から第10期の10期分）

申請件数：1,335件 承認件数：1,214件 減免額：195,849千円

(2) 令和2年度相当分保険料（第9期及び第10期の2期分）

申請件数：12件 承認件数：12件 減免額：1,623千円

2 後期高齢者医療保険料の減免について

後期高齢者医療保険料の減免は、国民健康保険料と同様の内容となっている。

受付期間は、令和4年7月15日から令和5年3月31日まで。

《参考》

令和3年度 実績件数及び減免額

(1) 令和3年度分保険料（第1期から第12期の12期分）

申請件数：23件 承認件数：23件 減免額：2,000千円

(2) 令和2年度相当分保険料（第11期及び第12期の2期分）

申請件数：53件 承認件数：48件 減免額：5,703千円